

27 島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件 (平成22年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成22年5月17日、島根県高津川流域の漁業協同組合から、島根県を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。吉賀町高津川水系福川川支流に生息する水棲動植物が減少し、また、申請人が増殖事業で放流しているヤマメ等の減少、他の支流（河川）への逃避現象が生じたのは、被申請人が施工したトンネル工事で発生した土砂や湧水にヒ素が含まれていることによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、島根県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。